

回覧 三和地区の みなさんへ

三和地区の海岸で下記の水産物を許可無く採捕すると違反となりますのでご注意ください。

海 藻・てんぐさ ・ひじき ・^(あおさ)ひとえぐさ ・ふのり ・まつのり
・かじめ ・わかめ
貝 類・あさり(蚊焼・岳路海岸のみ) ・あわび ・さざえ ・にし
その他・いせえび ・うに ・たこ ・なまこ

特に あわび と なまこ は
特定水産物 としてとても高額な

反則金 となっています、ご注意ください。

問い合わせ先

野母崎三和漁業協同組合 893-1131